

令和2年第2回安城市議会定例会請願文書表

令和2年6月4日

番 号	請 願 第 3 号	受理年月日	令和2年5月25日
件 名	安城市自治基本条例の「正式な決議」を求める請願		
提 出 者	森 三 長		
紹 介 議 員	白 山 松 美		
付 託 委 員 会	総務企画常任委員会		
要 旨	<p>請願の趣旨</p> <p>既に、これまでの市の担当部署は理解しているはずの内容について説明したい。安城市自治基本条例は、神谷市長様の二期目の選挙公約として登場した。そのとき「住民自治条例」という呼称であったと記憶しています。そして聞く所によると、平成19、20年からの市民会議、及び審議会で本条例は策定され、議会承認を得たことになっています。</p> <p>確認したところ次のようになります。この審議会は案を出しました。市は、そのままの形で議会決議にかけています。すると、この審議会は条例で承認されたものではないため、議会決議は無効だということになります。</p> <p>つまり、条例は今まで一度も議会承認されていないことになるのです。このような手続きの間違いは当時存在しており、他自治体でも気づき、決議などをやり直しています。その過程で、住民がこの条例の姿に気づき、承認されないことになった自治体もあると聞きます。当市では、どのように対応し誤った解釈をしてしまったのか、ご存じでしょうか。</p> <p>法的には、最初から本条例は無効だったのです。しかし殆どの住民は本条例の存在を知らず、また市職員ですら反することをしていたにせよ、幸いにして無効な本条例ですから、これに違反していたことにはなりません。他市では気づいたら直ちにやり直しをしているのに、当市だけがやり直さないというわけにはいかないでしょう。10年前の「(違法) 策定審議会」の決議は無効決議であることは明白なのだから、それを認めて、議会として最初の有効で「正式な決議」をすべきではないかと考えます。</p>		
	<p>請願事項</p> <p>去る2月26日の審議会の答申はそもそも無効であり(無効条例をもとにした答申であるため)、また今後において改正案がない状態ですから、まず現在の自治基本条例を議会で審議し直し、新規議案として正式に決議することを求めます。</p>		